

第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画

～めぐるまち（循環型都市）へのアプローチ～

概要版



平成30年3月

さいたま市

一般廃棄物処理基本計画とは

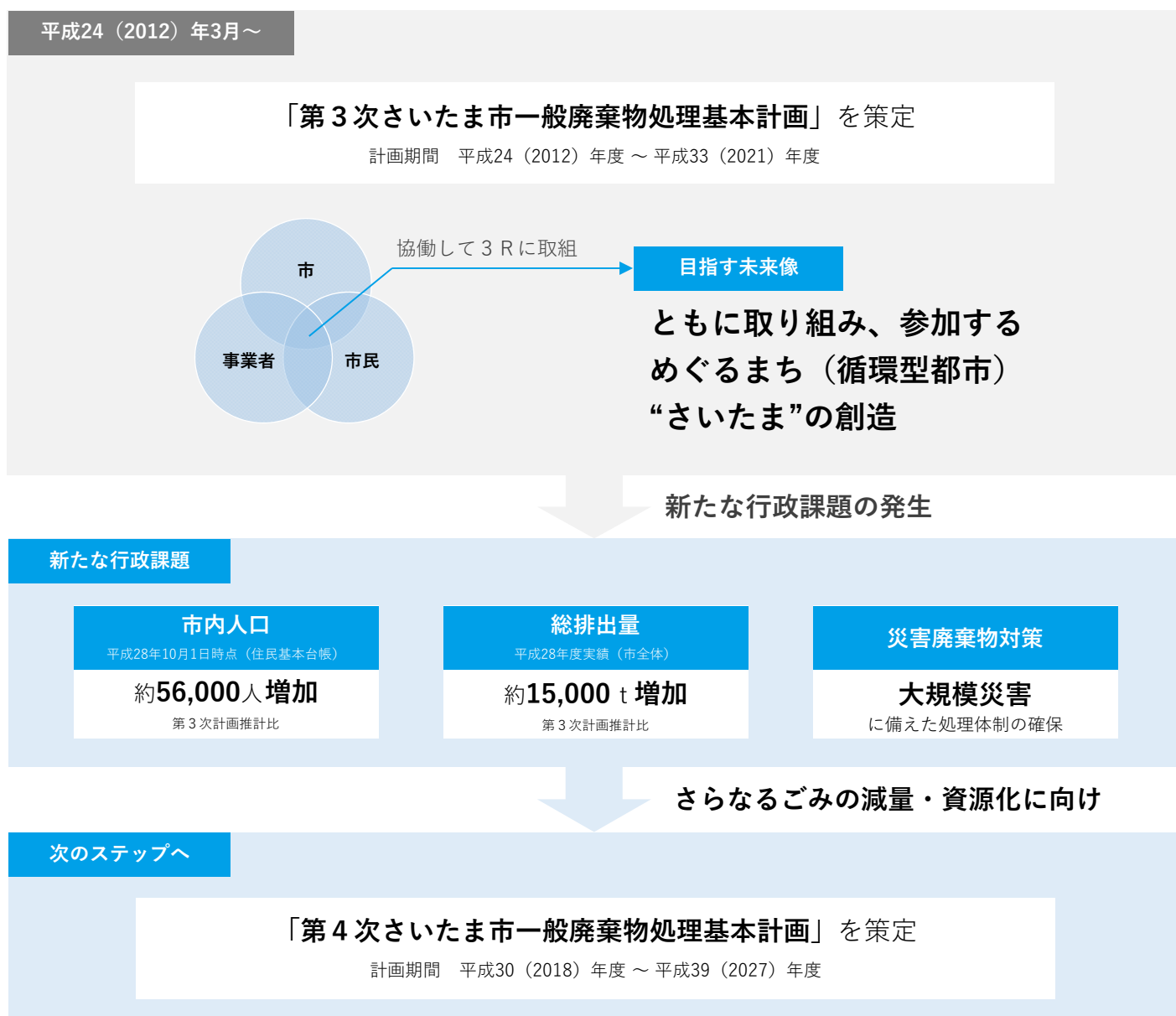
本計画は、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の減量・資源化に関する方針や目標、施策を定めたものです。

計画改定の目的

策定から5年が経過し、市内人口の増加や災害廃棄物対策の必要性など、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化したため、「第4次計画」を策定しました。

- 「第3次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」は、平成24（2012）年に策定後5年が経過し、この間、市内人口は増加を続け、平成28（2016）年度実績で推計値より約56,000人増加し、ごみの排出量も平成28（2016）年度実績で推計値より15,000トン増加する状況となっています。
- 加えて、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災や相次ぐ自然災害を契機として、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保の重要性が再認識されるなど、ごみ処理を取り巻く環境も大きく変化してきました。
- こういった状況を受け、「第3次計画」を見直し、「第4次計画」を新たに策定しました。

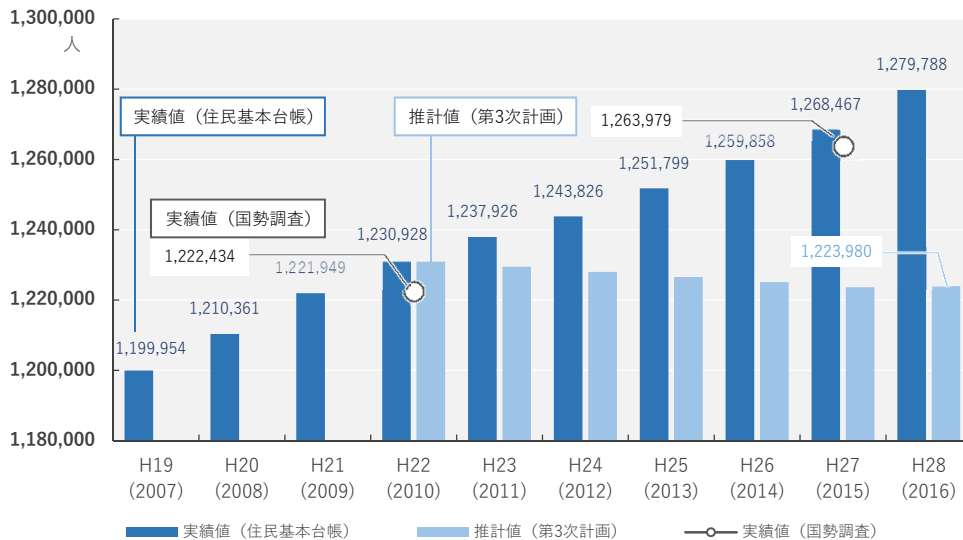
※ 計画改定の背景図



第3次計画におけるごみ処理の現状

人口の推移

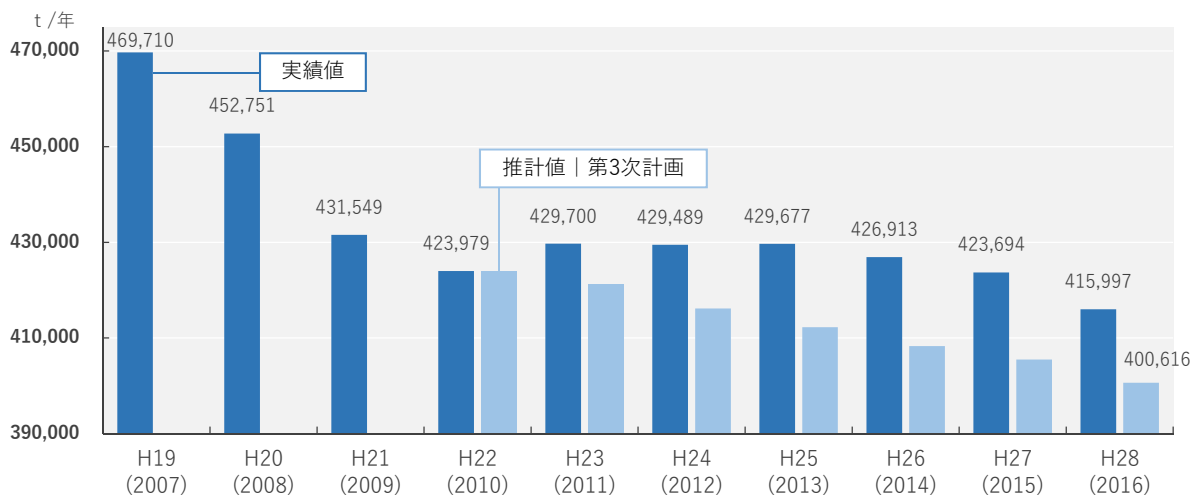
- 本市の人口は、平成28（2016）年10月現在で約128万人であり、第3次計画では「市内人口はほぼ横ばいで推移する」と推計していましたが、平成28（2016）年度実績で、推計値より約56,000人増加しています。



参考 実績値（住民基本台帳）は「さいたま市の人口・世帯数」。実績値（国勢調査）は「国勢調査」（総務省）。
備考 実績値（住民基本台帳）は、各年10月1日現在。

ごみ排出量の推移

- 近年のごみ排出量は、人口や事業所数・従業者数は増加しているものの、ごみ減量に向けた取り組みや市民・事業者の努力の成果として、減少傾向にあります。
- しかし、人口や従業者数の増加に伴い、平成28（2016）年度実績で、推計値より約15,000トン増加しています。



家庭系ごみの組成 | 平成28（2016）年度

- もえるごみ（家庭系ごみ）の26.3%は不適正排出であり、「資源物1類・2類」が約2割を占める。また、適正排出の73.7%のうち約半分が「食品廃棄物（食品くず、残飯や手つかず食品）」と「木、竹類」。
- もえないごみ（家庭系ごみ）の41.7%は不適正排出であり、「資源物1類・2類」が約2割を占める。また、適正排出の58.3%のうち約1/3が「電化製品（家電リサイクル法指定品目以外の電化製品）」。

第3次計画の取り組み

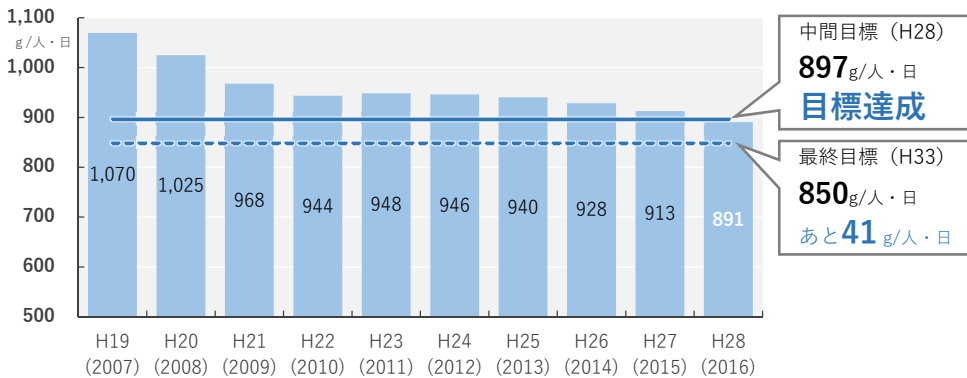
計画の内容

- 「第3次計画」では、「ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造」を基本目標に、資源循環型【社会経済システム】の確立、資源循環型【廃棄物処理システム】の確立の2つを目標達成に向けた基本的方向に掲げています。
- 達成状況を計る指標に「市民1人1日あたりの総排出量」「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）」「最終処分量」の3つの数値目標を定め、これらの数値目標を達成するための施策として9つの基本施策を総合的に展開・推進していくこととしています。

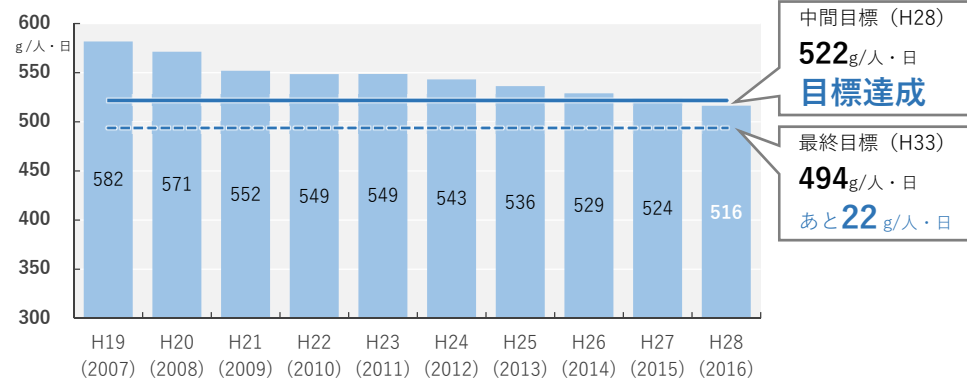
第3次計画の成果

- レアメタルの国内循環を目的とした「小型家電リサイクル事業」や「さいたま市ごみ分別アプリ」のほか、「桜環境センターの供用開始」による4ブロック4施設体制の構築など、ハード・ソフト両面からの施策展開により、第3次計画の中間目標を達成することができました。

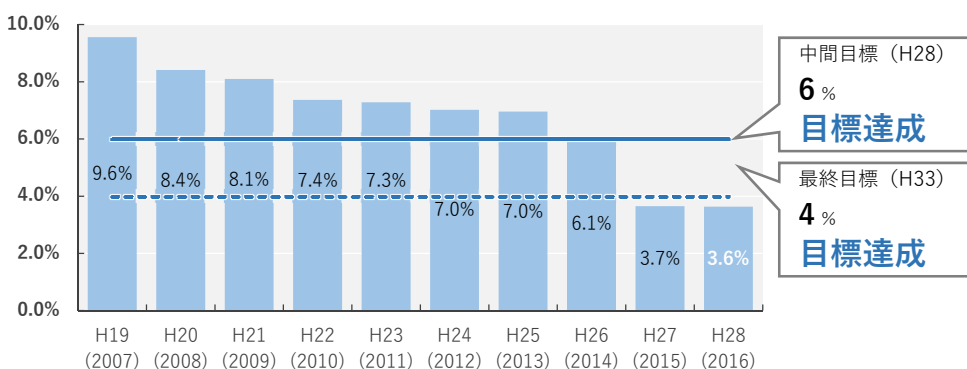
市民1人1日あたりの総排出量の推移



市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）の推移



最終処分量の推移



小型家電リサイクル事業

- 平成26（2014）年1月から市内の公共施設と民間施設に小型家電回収ボックスを設置し、小型電子機器等を分別回収しています。
- 平成27（2015）年2月には民間事業者と協定を締結し、宅配回収も実施しています。

さいたま市ごみ分別アプリ

- 平成27（2015）年8月から無料で配信し、ごみの出し方や分別方法等についてわかりやすく周知啓発しています。
- 平成28（2016）年12月からは、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語対応の「外国語版」も配信しています。

桜環境センター

- 平成27（2015）年4月の桜環境センターの供用開始により、焼却灰や破碎残渣を溶融処理し、資源化したうえで、公共工事等の土木資材として再生利用することで、最終処分量の大幅な低減を達成しています。



第4次計画の取り組み

基本目標

ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造

基本的方向

1. 資源循環型【社会経済システム】の確立

市民・事業者・市の協働によるごみの発生・排出の抑制とリサイクルの推進を通じて、環境負荷の少ない循環型都市の実現を目指します。

2. 資源循環型【廃棄物処理システム】の確立

効率的で環境負荷の少ないごみ処理システムを構築します。

数値目標

めぐるまち（循環型都市）の実現に向けた達成状況を計る指標として、以下の数値目標を定めます。

数値目標1 市民1人1日あたりの総排出量

基準年度（平成28（2016）年度） **891** g/人・日
中間目標（平成34（2022）年度） **856** g/人・日以下（△35g | △3.9%）
最終目標（平成39（2027）年度） **827** g/人・日以下（△64g | △7.2%）

数値目標2 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）

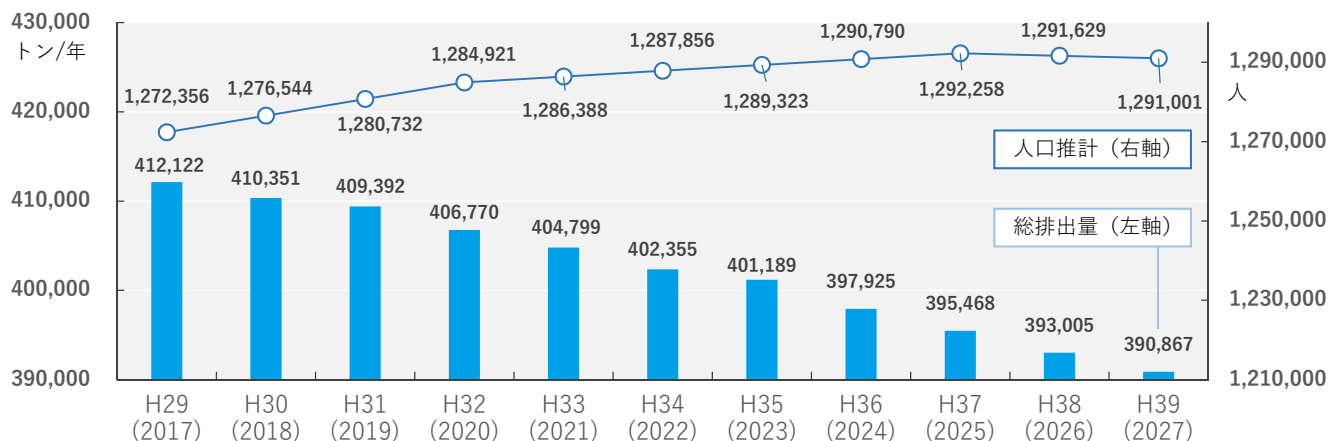
基準年度（平成28（2016）年度） **516** g/人・日
中間目標（平成34（2022）年度） **484** g/人・日以下（△32g | △6.2%）
最終目標（平成39（2027）年度） **456** g/人・日以下（△60g | △11.6%）

数値目標3 最終処分比率

基準年度（平成28（2016）年度） **3.6%**
中間目標（平成34（2022）年度） **3.5%**以下
最終目標（平成39（2027）年度） **3.1%**以下

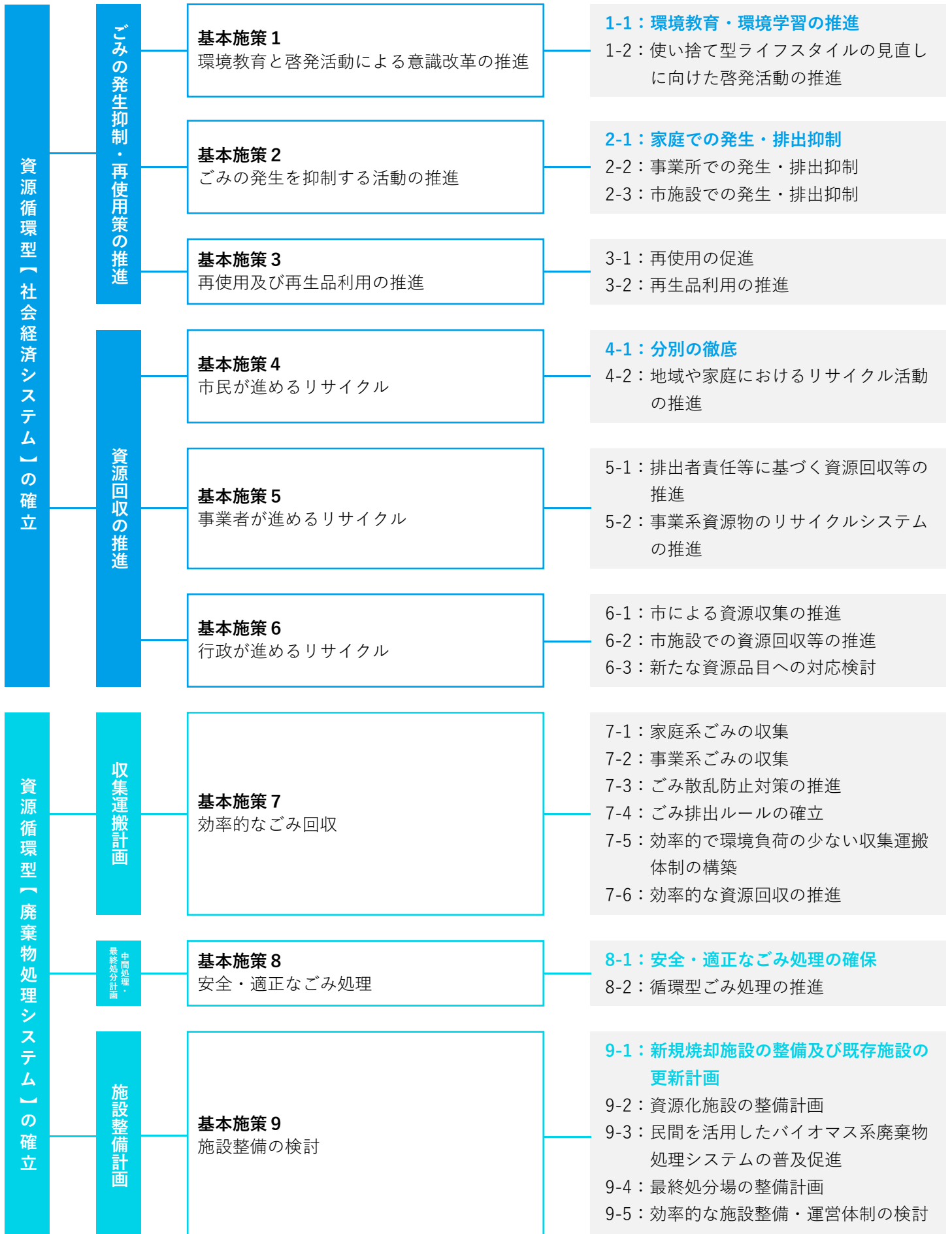
数値目標達成時の本市の姿

数値目標を達成した場合、本市のごみの排出量は人口の増加に反し、減少傾向で推移します。



目標達成に向けた第4次計画の施策体系

目標達成に向け、9つの基本施策を総合的に展開・推進していきます。



主な個別施策の概要

1-1 環境教育・環境学習の推進

1-1-1 ごみスクール事業

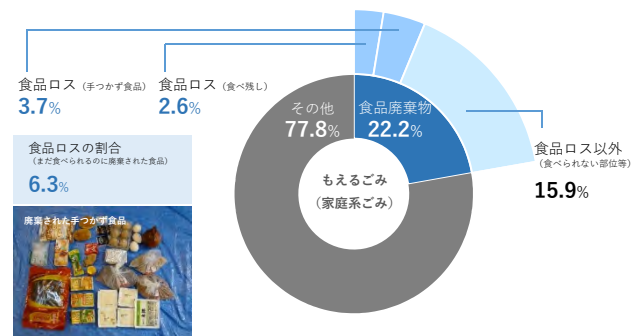
- 平成23（2011）年度より、保育園・幼稚園などの未就学児を対象にごみスクール（環境学習）を実施し、平成27（2015）年度からは希望する学校で小学4年生を対象に実施しています。
- 今後も、子どもたちが、「ごみの分別の重要性」や「資源の大切さ」「食品ロス削減を始めとした食育」に親しむことのできる機会を提供していきます。



2-1 家庭での発生・排出抑制

2-1-1 食品ロス削減に向けた取り組みの促進

- 本市では、食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）は、もえるごみのうち約6.3%を占め、年間約1万4千トン（市民1人1日あたり30g）発生していると見込まれます。
- 食べ残しの発生抑制や手つかず食品等の有効活用に向けて、フードドライブや家庭内食べ切り運動等の取り組みを実施します。



資料 平成29（2017）年度市区町村食品ロス実態調査支援事業（環境省）

4-1 分別の徹底

4-1-2 小型家電リサイクル事業の普及促進

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに小型家電から抽出されるリサイクル金属を活用する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト（主催 | 東京2020組織委員会）」に平成29（2017）年5月から本市も参加しており、同プロジェクトを活かし、小型家電リサイクル事業の認知度向上及び回収量の増加を図ります。

8-1 安全・適正なごみ処理の確保

8-1-1 災害廃棄物処理計画の策定

- 災害時は、被災地の早期の復旧・復興のため、家屋等の被災により発生した災害廃棄物を迅速・円滑に処理することが重要です。
- 本市では、大規模災害に備えた廃棄物処理体制を確保するため「さいたま市災害廃棄物処理計画」を新たに策定しました。発災後は、この計画に基づき災害廃棄物対策を進めていくとともに、平時から必要な備えを行っていきます。



9-1 新規焼却施設の整備計画及び既存施設の更新計画

9-1-1 サーマルエネルギーセンターの整備計画

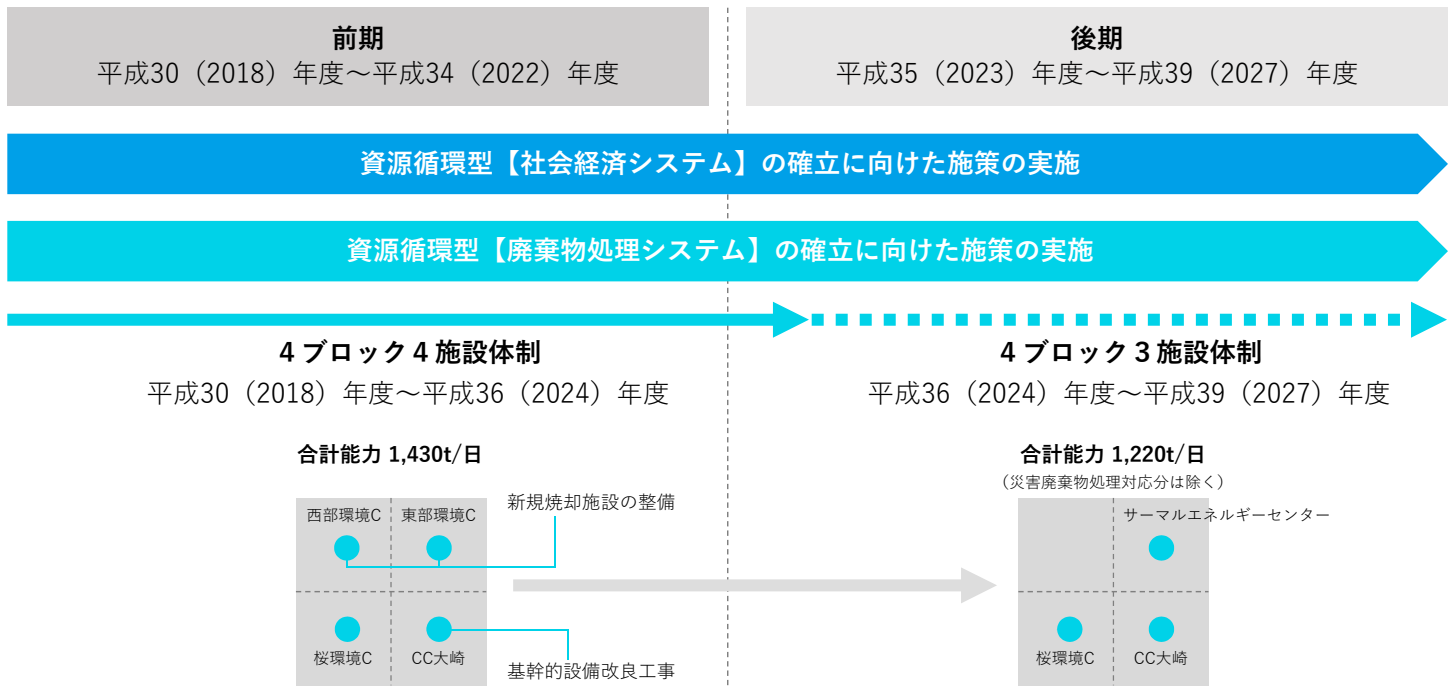
- 現行の4施設のうち、東部環境センターが平成30（2018）年3月現在で供用開始後33年、西部環境センターが25年経過していることを踏まえ、平成36（2024）年度中の供用開始を目指して「サーマルエネルギーセンター」を整備し、4ブロック3施設体制を構築します。

ロードマップと推進体制

ロードマップ

進行管理に重点を置き、定期的な評価・見直しにより、ごみの減量・資源化施策を効果的に推進していきます。

- 第4次計画は、計画期間を「前期 | 平成30（2018）年度～平成34（2022）年度」と「後期 | 平成35（2023）年度～平成39（2027）年度」に分け、次の方向で計画を推進していきます。
- 本市の附属機関である「さいたま市廃棄物減量等推進審議会」での進行管理・進捗状況の評価に加え、平成35年度時点で計画前期の取り組み状況等を点検・評価するタイミングを設けることで、ごみの減量・資源化に向けた取り組みを効果的に推進します。
- 後期には、より効果的なごみの減量・資源化施策の導入について検討するとともに、ごみ処理施設の安全・安心・安定的な管理運営による適正処理・余熱の有効利用、最終処分量のさらなる削減等を推進し、「めぐるまち（循環型都市）“さいたま”」の実現を目指します。



推進体制

市民・事業者・市のパートナーシップにより効率的かつ効果的に推進していきます。

- 市民の役割** | 大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改める。市の施策への積極的な協力。 等
- 事業者の役割** | 事業活動におけるごみの発生抑制に配慮。事業者自らの責任による適正な処理。 等
- 市の役割** | 市民・事業者の「環境に配慮する行動」が円滑に進むようバックアップ体制を確保。 等

発行 第4次計画 平成30（2018）年3月

編集 さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1338 FAX 048-829-1991 E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp

この冊子は3,000部作成し、1部当たりの印刷経費は50円です。
(さいたま市一般廃棄物処理基本計画等策定業務のうち、印刷に要した費用です。)